

春日部市
市制施行
20
周年記念

春日部市 公式Instagramキャンペーン

「#かすかべ20周年」

問 シティセールス広報課 (TEL 048-796-5985)

好きな風景やイベントの様子、家族・友達との思い出など、市内で撮影した写真や動画を募集中！ぜひ気軽にInstagramに投稿してください。

投稿していただいた人の中から、抽選で10人に、かすかべフードセレクション認定品をプレゼント！

皆さんのすてきな投稿をお待ちしています。



※キャンペーンに参加して投稿してもらった写真は、市公式Instagramアカウントや市公式LINEで紹介する場合があります。また、その際はDM(ダイレクトメッセージ)を利用して連絡します

キャンペーンについての詳細は、市WEBをご覧ください。▶

春日部市のInstagramはこちら！▶



後期高齢者医療資格確認書(旧保険証)などが送付されます

問 国民健康保険課 (TEL 048-796-8679)

令和6年12/2から、保険証および限度額適用・標準負担額減額認定証の新規発行は廃止され、資格確認書の交付となりました。

保険証廃止後、マイナ保険証を持っている人へは資格確認書が交付されない旨を周知してきましたが、後期高齢者医療制度の暫定運用として、令和8年8月の更新時まで、マイナ保険証の保有状況に関わらず、全ての人へ資格確認書を交付することとなりました。

特定記録郵便で郵送します

有効期限が切れるまでに、「資格確認書」を特定記録郵便で郵送します。なお、希望により、簡易書留郵便で資格確認書を受け取ることができます。簡易書留郵便での受け取りを希望する人は、6/27(金)までに、市役所2階国民健康保険課、または庄和総合支所2階福祉・健康保険担当へ申し込んでください。

資格確認書は、住民登録の住所に送ります

住民登録の住所以外に住んでいる場合や、住居に表札がない場合は配達されないことがあります。資格確認書が確実に届くよう、アパートやマンションなどに住んでいる人で、棟・室番号まで登録をしていない人は、住民登録の変更をするようお願いします。

なお、住民登録地以外への送付を希望する場合は、送付先を変更する手続きが必要です。

限度額を超える支払いが免除されます

「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額認定証」を交付されている人で、引き続き該当する場合は、資格確認書に限度区分が記載されます。限度区分が記載された資格確認書を医療機関などへ提示することで、今までと同じように限度額を超える支払いが免除されます。

マイナ保険証を持っている人は、引き続きマイナ保険証を利用してください。マイナ保険証を使用することで、限度額を超える支払いが免除されます。

後期高齢者医療保険料均等割額の軽減

所得の少ない人は、同一世帯内の被保険者および世帯主の令和6年中の総所得金額等の合計額が軽減判定基準以下の場合には、表1のとおり保険料の均等割額が軽減されます。

令和7年度の保険料額決定通知書・納付通知書は、7月中旬に発送します。

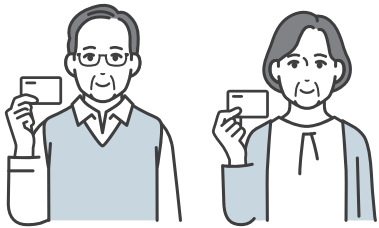


表1 均等割額の軽減

均等割額軽減割合	軽減判定基準(世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計)
7割	基礎控除額(43万円) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)
5割	基礎控除額(43万円) + 30.5万円 ^{※1} × (世帯の被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)
2割	基礎控除額(43万円) + 56万円 ^{※1} × (世帯の被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)

・年金・給与所得者の数とは、同一世帯内の被保険者および世帯主のうち、給与所得がある人(給与収入が55万1千円以上)または、公的年金等所得がある人(公的年金収入が令和7年1/1時点で65歳以上は125万円超、65歳未満は60万円超)の数です

※1 令和7年度は軽減判定基準額が引き上げられ、軽減が拡充されています

春日部市表彰の候補者の推薦を募集します

問 秘書課 (TEL 048-736-1133)、商工振興課 (TEL 048-797-8029)

春日部市表彰には功労賞、善行賞、技能功労賞があります。皆さんの周りに対象になると思われる人がいましたら推薦してください。

表彰式は、10/4(土)に開催予定です。

表彰の基準・対象事例などは、市WEBをご覧ください。

※自治会活動や地域活動に関連する功労・善行については自治会連合会地域貢献賞を受賞後の推薦となります

申し込み
功労賞・善行賞 ▶ 6/13(金)までに「表彰候補者内申書」を直接、市役所5階秘書課へ



功労賞・善行賞 ▶



技能功労賞 ▶

技能功労賞 ▶ 6/13(金)までに「技能功労賞候補者推薦書と推薦調書」を直接、市役所第二庁舎3階商工振興課へ

※提出書類は、各担当課または市WEBで

